後期高齢支援システム標準化検討会
第６回　検討会
2023年12月22日　【資料2】別紙1

後期高齢支援システム等標準化検討会　検討・課題一覧

令和5年12月22日　現在

No.	対応状況	発生日	起票元	資料	懸案・課題	状況・回答	調整担当	期限	完了日	備考
22	仕掛	R.4.12.21	第4回 検討会	機能・帳票要件	令和4年12月15日の社会保障審議会　医療保険部会において、後期高齢者の負担増に対応するための激変緩和措置の見直し内容が示されたため、今後の法案審議の結果を受けて、関連する機能要件の検討を行う。	【3/1状況更新】 激変緩和措置の具体的条件等が示されていないことから、1.1版では持越し事項とし、最終的に被保険者への通知がどのように見直されるか、また広域標準システムにおける改修内容がどのようになるか等が決定次第、その内容を可能な範囲で標準仕様書1.2版（仮名）（案）という形で公開する。 【12/22記入】 標準システムがヘルプデスクサポートサイトに令和5年7月10日に掲載した「令和6年度に向けた賦課業務機能の改修について」にて公開された資料をもとに要件を検討。検討結果を標準仕様書1.2版（案）に反映し、分科会、WT資料にて提示。 意見照会において特段の問題がなければ、クローズとする。	事務局	R.5.9.30 ⇒ R6.3.31		

No.	対応状況	発生日	起票元	資料	懸案・課題	状況・回答	調整担当	期限	完了日	備考
23	仕掛	R.4.12.21	第4回 検討会	機能・帳票要件	デジタル庁が整理する事項に関してデジタル庁での検討結果を踏まえて標準仕様書に反映を行う。	【3/1状況更新】 実装類型の点検については標準仕様書1.1版（案）に反映済みのため対応完了とする。 横並び調整方針に示された統合収滞納管理については、共通機能標準仕様書に規定されることは明確となったため、本紙への記載修正は行うこととするが、連携要件の見直し・検討については、共通機能標準仕様書及びデータ要件・連携要件の改定版が展開され次第、検討するものとする。 横並び調整方針に示された保存期間を経過した情報の削除については、分科会、WT資料にて提示した機能・帳票要件の記載（案）のとおり標準仕様書1.1版（案）に示すこととする。委員の承認が得られればクローズさせていただきたい。 指定都市向け機能要件については、デジタル庁より成案が展開され次第、標準仕様書1.1版（案）に取り込み可能かどうか確認して方針を決めることとする。 【3/20状況更新】 ①実装類型の点検・・完了 ②共通機能要件の見直し・・・（案）の内容で取込 ⇒（確定稿）での変更がないかは確認が必要【残】 ③指定都市向け機能要件・・・未取込【残】 ④統合収滞納関連・・・本紙で吸収 ⇒求める要件は変わらないが最終的には機能・帳票要件に反映が必要【残】 ③については今後の整理次第。 ②④については、機能要件への影響はないため、1.1版確定には影響はなく1.2版（仮名）以降への持越しが妥当と判断 【12/22記入】 ③指定都市向け機能要件の残要件検討 デジタル庁が示すスケジュールに合わせて、対象要件の分類を行い、デジタル庁へ提出済み。政令市の整理結果を受領後、令和6年2月に仕様書反映を行い、分科会・ＷＴにて構成員に確認いただく予定。 ④統合収滞納関連 令和5年9月末に公開されたデータ要件・連携要件標準仕様書と機能・帳票要件との整合性を確認。確認結果を標準仕様書1.2版（案）に反映し、分科会、WT資料にて提示。 意見照会において特段の問題がなければ、クローズとする。	事務局	R.6.3.31		
24	仕掛	R.5.3.20	第5回 検討会	機能・帳票要件	R6年秋ごろに向けてマイナンバーカードと保険証の一体化に関する制度改正が予定されている。 後期高齢支援システムでは被保険者証の再発行機能などを有している関係で影響が見込まれるため、当該制度改正の内容を標準仕様書に反映する必要がある。	【3/20記入】 現時点、当該制度の取り扱いについては詳細について検討がなされている段階にあり、1.1版時点では反映することができない。 実際にシステムの稼働が求められるのはR6年度となるため、1.2版（仮名）以降への持越しが妥当と判断 【12/22記入】 対応方針を分科会、WT資料にて提示。 意見照会において特段の問題がなければ、クローズとする。	事務局	R.6.3.31		

No.	対応状況	発生日	起票元	資料	懸案・課題	状況・回答	調整担当	期限	完了日	備考
25	未着手	R.5.3.20	第5回 検討会	標準仕様書（本紙）	特定健診業務については国保の検討の中でサブシステム化を行う検討がなされている。機能・帳票要件への直接的影響はないと想定しているが標準仕様書（本紙）で規定している健康管理事業に関する内容について見直す必要がないかを確認する必要がある。	【3/20記入】 現時点、健康管理事業の取り扱いについては方針が整理されるまでの対応を標準仕様書（本紙）に記載しているため1.1版での取込は必要ない。内容が整理された後、反映するとして1.2版（仮名）以降への持越しが妥当と判断 【12/22記入】 特定健診の標準仕様書の検討待ち。仕様書の提示タイミング、内容次第では、次版に見送る可能性がある。	事務局	未定		
26	仕掛	R.5.12.22	第６回 ベンダ分科会、市区町村WT	機能・帳票要件	障害者自立支援システムへのデータ連携について障害者自立支援システム側では、政令市の場合「必須機能」、一般市の場合「標準オプション機能」として規定されているが、現在の後期高齢支援システムの標準仕様書では、「政令市の場合、必須機能」という条件は設けていない。（全て標準オプション機能として規定） このため、当該機能追加にあたり必須とするのか標準オプションとするのかの取り扱いを決定する必要がある。	【12/22記入】 標準仕様書1.2版（案）に反映し、分科会、WT資料にて提示。 方針としては、実装必須として扱いたい場合は広域標準システムが既に実装している被保険者情報を活用いただくことを前提とした。 デジタル庁より、広域標準システムから提供される被保険者情報が追加された機能別連携仕様が展開され次第、内容を確認してクローズとする。	事務局	R.6.3.31		
27	完了	R.5.12.22	第６回 ベンダ分科会、市区町村WT	機能・帳票要件 業務フロー	同一機能要件で実装必須と標準オプションがある場合、機能IDを分ける必要があるとデジタル庁より回答があったため、機能IDを分割する。	【12/22記入】 標準仕様書1.2版（案）に反映し、分科会、WT資料にて提示済。 本件については疑義が生じるものではないため、反映をもってクローズとする。	事務局	R.6.3.31	R.5.12.22	
28	仕掛	R.5.12.22	第６回 ベンダ分科会、市区町村WT	機能・帳票要件	国保において、業務フローについては「実際の各地方自治体における業務フローを拘束するものではない」と規定しているにも関わらず、標準対象と示しているのは不整合である、とのご意見を受けて、他業務に合わせて「参考」の扱いと修正する方針とされた。後期においても同様の記載となっているため、見直しを行う必要がある。	【12/22記入】 標準仕様書1.2版（案）に反映し、分科会、WT資料にて提示。 意見照会において特段の問題がなければ、クローズとする。	事務局	R.6.3.31		
29	仕掛	R.5.12.22	第６回 ベンダ分科会、市区町村WT	機能・帳票要件	標準仕様書に対して市区町村から問い合わせをいただいた中で、規定している要件の内容に語弊が生じる部分について、仕様書を修正する。	【12/22記入】 標準仕様書1.2版（案）に反映し、分科会、WT資料にて提示。 意見照会において特段の問題がなければ、クローズとする。	事務局	R.6.3.31		

No.	対応状況	発生日	起票元	資料	懸案・課題	状況・回答	調整担当	期限	完了日	備考
30	仕掛	R.5.12.22	第６回 ベンダ分科会、市区町村ＷＴ	機能・帳票要件	横並び調整方針改定版（令和5年6月）の内容より、以下の点を仕様書に反映する必要がある。 ① 指定都市残要件の取り込みに伴う実装必須機能の取り扱いについて 指定都市要件はすべて「標準オプション機能」としているため、指定都市要件の実装類型を個別に示していない。指定都市残要件の取り込みに伴い、実装必須機能となる機能要件が発生した場合、実装類型の「指定都市列」を設けることを検討する。 ② デジタル庁共通要件の適合基準日の取り扱い デジタル庁が定める共通要件の中で、機能実装するにあたり技術的要件がクリアになっているか、仕様が明確かなどの観点で懸念が残ると考える機能（例：文字要件等）について、適合基準日を規定していない。仕様等が明確化され次第、適合基準日を規定する。 ③ 「標準オプション機能」の適合基準日の取り扱い 標準オプション機能について適合基準日を規定するかどうかの方針がデジタル庁より示され次第、機能・帳票要件へ反映する。	【12/22記入】 ①デジタル庁における政令市要件の取り纏め結果を受けて反映予定。 ②第６回市区町村WGにて本件はデジタル庁預かりとなる旨、デジタル庁から回答があった。デジタル庁の見解を受けて最終的に反映とする。 ③第６回市区町村WGにて本件はデジタル庁預かりとなる旨、デジタル庁から回答があった。デジタル庁の見解を受けて最終的に反映とする。 そのため、標準オプションに関する適合基準日については意見照会の対象としない。	事務局	R.6.3.31		
31	仕掛	R.5.12.22	第６回 ベンダ分科会、市区町村ＷＴ	機能・帳票要件	データ要件・連携要件標準仕様書2.0版及び2.1版が公開されたが、一部の更新内容については、デジタル庁に確認依頼が必要であり回答結果を踏まえて取込内容を検討する。 （後期単独で取込要否を判断でき、仕様書への反映が必要と判断できたものは、反映を行った上で意見照会に諮る予定。）	【12/22記入】 デジタル庁回答を受領後、取込内容を検討し、令和６年２月頃に仕様書反映を行い、分科会・WTにて構成員に確認いただく予定。	事務局	R.6.3.31		
32	仕掛	R.5.12.22	第６回 ベンダ分科会、市区町村ＷＴ	―	データ要件・連携要件標準仕様書2.0版及び2.1版が公開されたが、一部の更新内容については、デジタル庁へ追記・修正の依頼を行っている。デジタル庁より反映内容が展開され次第、内容を確認する。 ＜基本データリスト＞ ・業務的に必要と考えられる項目が対象になっていない。 ＜機能別連携仕様＞ ・DV加害者情報の連携要件追加。 ・後期の機能要件として取り込む要件のない連携ＩＦを不要とする。 ・必要な項目が連携対象となっていない。（他団体課税者情報）	【12/22記入】 デジタル庁より改版資料が展開され次第、変更内容を確認する。 （本修正による機能・帳票要件側の仕様書への影響はない）	事務局	R.6.3.31		